

# 中小企業経営者のみなさまへ

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット  
安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください

 **中小機構**

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

### 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

## 融資制度のご紹介

### 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

◆貸付対象 ・商工会の実施する経営指導を受けている方で、  
商工会長の推薦を受けた方

※常時使用する従業員数が、商業・サービス業にあたっては5人以下  
（ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下）、製造業その他  
にあたっては20人以下の企業

◆貸付金額 設備資金・運転資金あわせて2,000万円以内

◆貸付金利 商工会までご確認ください

◆貸付期間 運転資金7年以内・  
設備資金10年以内（据置期間あり）

◆担保・保証人 不要

## 商工会青年部に加入しませんか？

### 青年部に加入できる方

◆商工会に加入している経営者やその家族、従業員で、  
45歳までの方

### 主な活動

◆研修事業：各種セミナー、後継者育成事業を青年部員の資  
質向上を目的に実施しています

◆地域振興事業：地元イベントの実施や協力で地域商工業の  
発展のため積極的な活動を実施しています。

◆親睦活動事業：バーベキューや親睦会などのレクリエーショ  
ンを通して他の青年部員との情報交換や親睦を目的に実  
施しています。